

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
会長の職務を代理する理事の順序を定める規則

社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第7条第4項の規定により、会長の職務を代理する理事の順序は、次のとおりとする。

第1順位は、理事として在職年月日の長い者を先順序とし、また在職年月日とも同じであるときは、くじで定めた順序による。

附 則

この規則は、平成18年8月29日から施行する。